

特定非営利活動法人人類愛善会インターナショナル 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人人類愛善会インターナショナルという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府亀岡市荒塚町内丸1番地に置き、その他の事務所を東京都台東区池之端2丁目1-44に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、出口王仁三郎師が提唱した「人類愛善・万教同根」の崇高な理念に基づく世界平和活動の一環として、国内外において全人類の親睦融和と世界の恒久平和を実現するための平和運動・世界連邦運動・エスペラント普及活動・生命尊重のための生命倫理啓発活動を実践し、モンゴル等のアジア地域をはじめ、広く諸外国に係わる医療支援・社会教育・就学支援・学用品援助・民族固有文化の継承と相互交流・環境の保全・災害救援・農業技術や職業能力の開発活動を行い、同じ理念のもとに世界平和実現のために活動する諸団体と連携して、人種、民族、宗教の壁を越えた国際的な活動を推進あるいは援助し、世界の恒久平和実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① アジアその他の地域での医療支援および福祉活動
 - ② 国際理解と相互交流をすすめる社会教育の一環としての、日本語および国際共通語エスペラントの普及活動
 - ③ 就学支援のための資金援助活動、学用品援助活動
 - ④ 民族伝統文化や伝統産業の継承支援活動

⑤ いのちと環境と食と農を守る活動

⑥ 災害救援活動

⑦ 人種・民族・宗教間の相互理解をすすめるための国際的・民族・宗教交流支援活動

⑧ 職業能力の開発を支援するため、愛善みずほ（有機）農法に基づく農業技術指導と農業従事者の育成に関する斡旋活動

⑨ 同じ理念のもとに世界平和実現のため活動する諸団体との協力活動

⑩ 活動啓発のための書籍・パンフレットの販売・頒布

⑪ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（２）その他の事業

①所有不動産の賃貸事業

２ 前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章 会員

（種別）

第６条 この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を促進し本会の目的達成に協力すると認められる個人及び団体

（２）賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の行う事業を賛助する個人及び団体

（３）特別会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の行う事業を特別に援助する個人及び団体

（入会）

第７条 会員の入会について、特に条件は定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申しこむものとし、理事長は、正当な理由がない限り、１ヶ月の事務処理期間の後に、入会を認めなければならない。

３ 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）正当な理由なく継続して１年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金・会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を1人、常務理事を1人置くことが出来る。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の常務及び会計に関わるすべての事項を総理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若

しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、選任の決議に伴い定められた日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 支援者・サポーター

第20条 この法人の目的に賛同し、この法人の行う活動及び事業を支援する個人及び団体を支援者・サポーターとする。支援者・サポーターの規定については別途定める。

第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置き、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第7章 総会

(種別)

第 2 2 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 2 3 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 2 4 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 5 2 条において同じ。）その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 2 5 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 5 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 2 6 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知を発信しなければならない。

(議長)

第 2 7 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 2 8 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 2 9 条 総会における議決事項は、第 2 6 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 4 分の 3 以上の同意があった場合は、その事項について議決することができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
 - （2）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - （3）審議事項
 - （4）議事の経過の概要及び議決の結果
 - （5）議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第8章 理事会

（構成）

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1）役員の選任又は解任、職務及び報酬
- （2）事務局の組織及び運営
- （3）共同研究者の受け入れ
- （4）総会に付議すべき事項
- （5）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （6）その他運営に関する重要事項

（開催）

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （1）理事長が必要と認めたとき。
- （2）理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- （3）第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知を発信しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の4分の3以上の同意があった場合は、その事項について議決することができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者は、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第9章 顧問及び特別顧問

(特別顧問)

第41条 この法人に顧問、特別顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び特別顧問は、理事会の審議、同意を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長又は理事会の諮問に基づいて、この法人の活動に関する助言を行う。
- 4 特別顧問は、理事長又は理事会の諮問に基づいて、この法人運営の特別事項について助言を行う。

第10章 資産及び会計

（資産の構成）

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立当初の財産目録に記載された資産
- （2）入会金及び会費
- （3）寄附金品
- （4）財産から生じる収益
- （5）事業に伴う収益
- （6）その他の収益

（資産の区分）

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追

加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第11章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1）総会の決議
- （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- （3）正会員の欠亡
- （4）合併
- （5）破産手続開始の決定
- （6）所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 13 章 雑則

(規則及び細則)

第 58 条 この定款の適正な施行を確保するために、理事会は必要な規則を議決することができる。

2 この定款及び前項の規則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	稲垣裕彦
副理事長	浅田秋彦
常務理事	松田達夫
理 事	松田行彦
同	西永 真
同	田中雅道
理 事	吾郷孝志
監 事	稲村文一郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

・年会費 1 口以上 1 口 3 0 0 0 円・入会金 0 円

(2) 賛助会員

・年会費 1 口以上 1 口 5 0 0 0 円・入会金 0 円

(3) 特別会員

・年会費 1 口以上 1 口 1 0 0 0 0 円・入会金 0 円

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

令和 7 年度の事業計画書

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人人類愛善会インターナショナル

1 事業実施の方針

令和 7 年度は、当法人の特定非営利活動に関わる事業の中で、

1. 就学支援のための資金援助活動、学用品援助活動
2. いのちと環境と食と農を守る活動
3. 人種・民族・宗教間の相互理解をすすめるための国際的・民族・宗教交流支援活動
4. 同じ理念のもとに世界平和実現のため活動する諸団体との協力活動
5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

の諸活動を行いたい。上記以外の事業は、本事業年度には実施予定なし。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定 人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (概算) (単位: 千円)
就学支援のための資金 援助活動、学用品援助 活動	フィリピン子豚支給による教 育支援活動等	(A)2025 年度内 (B)フィリピン・マ リンドゥーケ (C)5 人	(D) フィリピ ン・マリンドゥ ーケの児童 (E)20 人	100
いのちと環境と食と農 を守る活動	死刑制度廃止活動・ ノドナーカード配布活動 「天産物自給」に基づく食農 を実践普及する活動	(A)通期 (随時) (B)日本国内 (C)10 人	(D)日本国内の 活動賛同者 (E)500 人	100
人種・民族・宗教間の相 互理解をすすめるため の国際的・民族・宗教交流 支援活動	モンゴル、ネパール、インド、 フィリピン、タイ、中国等の 学生の日本研修活動	(A)12 月 (B)京都府亀岡市 (C)10 人	(D)モンゴル、 ネパール、イン ド、フィリピン、 タイ、中国 等の学生 (E)25 人	300
同じ理念のもとに世界 平和実現のため活動す る諸団体との協力活動	世界連邦運動推進活動等	(A)通期 (随時) (B)日本国内各地 (C)10 人	(D)日本国内の 活動賛同者 (E)500 人	70
その他この法人の目的 を達成するために必要 な事業	啓発のための学習会、芸術文 化・食農の活動を通じて平和 な心を学ぶ会、など	(A)通期 (随時) (B)日本国内各地 (C)2 人	(D)日本国内の 活動賛同者 (E)100 人	330

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額(概算) (単位:千円)
実施予定なし	—	—	—

(備考)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(法第 25 条第 5 項関係)

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人人類愛善会インターナショナル

1 事業実施の方針

令和 8 年度は、当法人の特定非営利活動に関わる事業の中で、

1. 就学支援のための資金援助活動、学用品援助活動
2. いのちと環境と食と農を守る活動
3. 人種・民族・宗教間の相互理解をすすめるための国際的・民族・宗教交流支援活動
4. 同じ理念のもとに世界平和実現のため活動する諸団体との協力活動
5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

の諸活動を行いたい。上記以外の事業は、本事業年度には実施予定なし。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の予定 人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (概算) (単位: 千円)
就学支援のための資金 援助活動、学用品援助 活動	フィリピン子豚支給による教育 支援活動等	(A)2026 年度内 (B)フィリピン・マ リンドウーケ (C)5 人	(D) フィリピン・マリンドウー ケの児童 (E)20 人	100
いのちと環境と食と農 を守る活動	死刑制度廃止活動・ ノンドナーカード配布活動 「天産物自給」に基づく食農 を実践普及する活動	(A)通期 (随時) (B)日本国内 (C)10 人	(D)日本国内の 活動賛同者 (E)500 人	100
人種・民族・宗教間の相 互理解をすすめるため の国際的・民族・宗教交流 支援活動	モンゴル、ネパール、インド、 フィリピン、タイ、中国等の 学生の日本研修活動	(A)12 月 (B)京都府亀岡市 (C)10 人	(D)モンゴル、 ネパール、イン ド、フィリピン、 タイ、中国 等の学生 (E)25 人	300
同じ理念のもとに世界 平和実現のため活動す る諸団体との協力活動	世界連邦運動推進活動等	(A)通期 (随時) (B)日本国内各地 (C)10 人	(D)日本国内の 活動賛同者 (E)500 人	70
その他この法人の目的 を達成するために必要 な事業	啓発のための学習会、芸術文化・ 食農の活動を通じて平和 な心を学ぶ会、など	(A)通期 (随時) (B)日本国内各地 (C)2 人	(D)日本国内の 活動賛同者 (E)100 人	330

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額(概算) (単位:千円)
実施予定なし	—	—	—

(備考)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和7年度活動予算書

特定非営利活動法人 人類愛善会インターナショナル
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金	300,000		
受取寄附金			
.....			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4. その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....			
経常収益計	300,000	0	300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
1. 就学支援のための資金援助活動、	100,000		
学用品援助活動			
2. いのちと環境と食と農	100,000		
を守る活動			
3. 人種・民族・宗教間の相互理解を			
すすめるための国際的・民族・宗教	300,000		
交流支援活動			
4. 同じ理念のもとに世界平和実現の	70,000		
ため活動する諸団体との協力活動			
5. その他この法人の目的を達成する	330,000		
ために必要な事業			
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計	900,000	0	900,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	▲ 600,000	0	▲ 600,000
前期繰越正味財産額	678,725	43,995,000	44,673,725
次期繰越正味財産額	78,725	43,995,000	44,073,725

令和8年度活動予算書

特定非営利活動法人 人類愛善会インターナショナル
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金	900,000		
受取寄附金			
.....			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4. その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....			
経常収益計	900,000	0	900,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
1. 就学支援のための資金援助活動、	100,000		
学用品援助活動			
2. いのちと環境と食と農	100,000		
を守る活動			
3. 人種・民族・宗教間の相互理解を			
すすめるための国際的・民族・宗教			
交流支援活動	300,000		
4. 同じ理念のもとに世界平和実現の			
ため活動する諸団体との協力活動	70,000		
5. その他この法人の目的を達成する			
ために必要な事業	330,000		
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計	900,000	0	900,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	78,725	43,995,000	44,073,725
次期繰越正味財産額	78,725	43,995,000	44,073,725